八　申請者が個人であるときは、次に掲げる書類
イ　住民票の写し又はこれに相当する書類
ロ　履歴書
ハ　資産目録
九　申請者が地方公共団体であるときは、鉄塔等提供事業を営むことについての議会の会議録の写し
十　申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
イ　申請者の国内代表者等が法人の場合　当該国内代表者等の登記事項証明書
ロ　申請者の国内代表者等が個人の場合　当該国内代表者等の住民票の写し
十一　申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類
十二　鉄塔等の設置について行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
十三　その他その鉄塔等提供事業の認定の申請に関し特に必要な事項を記載した書類
5　法第百四十三条の二第五項第一号（法第百四十三条の七第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施体制に関する次に掲げる事項
イ　経営の責任者の職務に関すること。
ロ　各部門の責任者の職務に関すること。
ハ　各従事者の職務に関すること。
ニ　組織内の連携体制の確保に関すること。
ホ　組織外の関係者との連携及び責任分担に関すること。
二　鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するための鉄塔等提供業務の実施方法に関する次に掲げる事項
イ　組織の全体的かつ部門横断的な鉄塔等の管理その他の業務の方針に関すること。
ロ　関係法令、鉄塔等提供業務規程その他の規定の遵守に関すること。
ハ　鉄塔等提供役務の需要等を考慮した鉄塔等提供業務の方針に関すること。
ニ　災害を考慮した鉄塔等提供業務の方針に関すること。
ホ　情報セキュリティの確保のための方針に関すること。
ヘ　情報セキュリティ対策に関すること。
ト　鉄塔等提供役務の適正かつ確実な実施を確保するための基本的な取組に関すること。
チ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の実施に関すること。
リ　鉄塔等の設計、工事、維持及び運用に関すること。
ヌ　防犯対策に関すること。
ル　屋外に設置する鉄塔等が、気象の変化、振動、衝撃、圧力その他鉄塔等の設置場所における外部環境の影響を容易に受けないための措置に関すること。